

事 務 連 絡
平成 28 年 1 月 28 日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局総務課

「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に関する周知依頼

平素より、医療行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 1 月 1 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）第 28 条の 4 の規定が施行され、特定個人情報保護委員会において、下記の委員会規則・告示が制定・改正されました（同日施行）。

これにより、事業者において特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合には、当該委員会規則・告示に沿って御対応いただくこととされています。

つきましては、この点につき御承知おきいただくとともに、個人番号の取扱い及び漏えい事案等が発生した場合の対応等を記載したリーフレット（別添 1）により、貴会会員等に対する周知方よろしくお願いいたします。

記

○制定・改正した委員会規則・告示

- (1) 「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）（別添 2）
- (2) 「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 2 号）（別添 3）

（参考）

○個人情報保護委員会 HP

- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

○厚生労働省 HP

- ・ 雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/privacy/index.html

※ 事業者において、従業員等の特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合、当該事業者は事案等に応じて、都道府県労働局、個人情報保護委員会等へ御報告いただくこととなります。

事業者の皆さん

マイナンバー(個人番号)を

正しく取り扱っていますか



愛称：マイナちゃん



事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- ・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・マイナンバーを取り扱う際には、4つのルールを守りましょう！

取得・利用・提供 のルール

- 個人番号の取得・利用・提供は、法令で決められた場合だけ
- これ以外では、「取れない」「使えない」「渡せない」

保管・廃棄 のルール

- 必要がある場合だけ保管
- 必要がなくなったら廃棄

委託 のルール

- 委託先を「しっかり監督」
- 再委託は「許諾が必要」

安全管理措置 のルール

- 漏えいなどを起こさないために書類やデータは「しっかり管理」

取得にあたっては

- ・マイナンバーを従業員などから取得する際には、本人確認（次の①②の確認）が必要です。
 - ① マイナンバーが間違っていないかの確認
⇒ マイナンバーが書いてある「通知カード」や「個人番号カード」で確認
 - ② 身元の確認
⇒ 顔写真が付いている「個人番号カード」又は「運転免許証」などで確認
- ・マイナンバーを従業員などから取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」等）を伝えましょう。
- ・マイナンバーを取り扱う者、取扱い手順、保管場所などを決めておきましょう。

万が一、マイナンバーが漏えいしてしまった場合には...

1. 事業者において講ずることが望まれる措置

- (1) 事業者内部における責任者への報告、被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査、原因の究明
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策の検討・実施
- (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- (6) 事実関係、再発防止策等の公表

※ マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、マイナンバーの変更をお住いの市区町村に請求できることを本人に説明してください。

2. 個人情報保護委員会又は業界の所管官庁への報告

① 個人情報保護委員会に報告する場合

個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載している様式に事実関係や再発防止策等を記載し、**速やかに個人情報保護委員会に郵送で報告**するよう努めてください。

※ 影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合、外部に漏えいしていないと判断される場合等の個人情報保護委員会への報告不要の要件を全て満たす場合には、個人情報保護委員会への報告は不要です。

② 個人情報保護法に基づき所管官庁に報告する場合

所管官庁のガイドライン等に従って、報告してください。

(所管官庁から個人情報保護委員会に報告されますので、①の報告は不要です。)

特定個人情報の安全の確保に係る「**重大な事態**」が生じたときに、**個人情報保護委員会に報告することが法令上の義務になりました**。次の事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合には、個人情報保護委員会に第一報をお願いします。

「重大な事態」とは…

1. 漏えい・滅失・毀損又はマイナンバー法に反して利用・提供された特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態
2. 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態
3. 不正の目的をもって、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態 等

詳しくは個人情報保護委員会ウェブサイト (<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/>) をご覧ください。

マイナンバーに関するお問い合わせは

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 へ

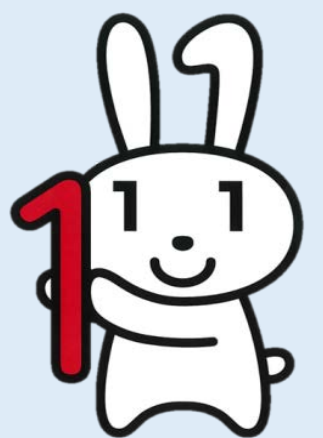
※ 平日9時30分～22時 土日祝日9時30分～17時30分(年末年始を除く)

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405(有料)におかけください。

※ 個人番号カードを紛失された場合のお問い合わせについては、上記マイナンバー総合フリーダイヤルのほか、**個人番号カードコールセンター(全国共通ナビダイヤル) 0570-783-578(有料)**でも対応しています。

マイナンバーに関する最新情報(ウェブサイト)

- ・マイナンバー制度.....内閣官房 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・税分野での取扱い.....国税庁 <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
- ・社会保障分野での取扱い.....厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
- ・マイナンバーガイドライン.....個人情報保護委員会 <http://www.ppc.go.jp/index.html>



○特定個人情報保護委員会規則第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十八条の四の規定に基づき、特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

特定個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態）

第二条 法第二十八条の四に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態は、次に掲げる事態とする。

一 次に掲げる特定個人情報（不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）による漏えいその他法律第十九条各号に該当しない特定個人情報の提供を含む。）し、滅失し、又は毀損した事態

イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務进行处理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

ハ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務进行处理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務进行处理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

二 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態

イ 漏えいし、滅失し、又は毀損した特定個人情報

ロ 法第九条の規定に反して利用された個人番号を含む特定個人情報

ハ 法第十九条の規定に反して提供された特定個人情報

三 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができ的状态となり、かつ、その特定個人情報閲覧された事態

四 不正の目的をもって、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態

(委員会への報告)

第三条 個人番号利用事務実施者（個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者を除く。）又は個人番号関係事務実施者（個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者を除く。）は、前条各号に掲げる事態が生じたときは、その事態に関する次に掲げる事項を個人情報保護委員会に報告するものとする。

一 概要及び原因

二 特定個人情報の内容

三 再発防止のためにとつた措置

四 前三号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会が定める事項

2 個人番号利用事務の全部若しくは一部の委託を受けた者又は個人番号関係事務の全部若しくは一部の委託を受けた者は、前条各号に掲げる事態が生じたときは、前項各号に掲げる事項を法第十条第一項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者に報告するものとし、同項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者は、前項各号に掲げる事項を個人情報保護委員会に報告するものとする。

3 法第十条第二項の規定により個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者とみなされた者は、前条各号に掲げる事態が生じたときは、第一項各号に掲げる事項をその事務を委託した者及び法第十条第一項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者に報告するものとし、同項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者は、第一項各号に掲げる事項を個人情報保護委員会に報告するものとする。ただし、法第十条第一項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者は、委託の内容に応じ、法第十条第二項の規定により個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けたとみなされた者からの報告をその事務を委託した者を経由して受けることができる。

（雑則）

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、個人情報保護委員会が定める。

附 則

この規則は、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について
(平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 2 号)

特定個人情報保護委員会においては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号。以下「ガイドライン」という。）を平成 26 年 12 月 11 日に策定・公表した。

ガイドラインの「第 3－6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応」において、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、別に定めることとしていたが、事業者における特定個人情報の漏えい事案その他の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合の対応について、次のとおり定める。なお、ガイドラインで用いられている用語については、その例による。

1. 特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合に講ずべき措置

事業者は、その取り扱う特定個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下同じ。）について、漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、次の事項について必要な措置を講ずることが望ましい。

(1) 事業者内部における報告、被害の拡大防止

責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。

(2) 事実関係の調査、原因の究明

事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因の究明を行う。

(3) 影響範囲の特定

(2) で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。

(4) 再発防止策の検討・実施

(2) で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

(5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等

事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。

(6) 事実関係、再発防止策等の公表

事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

2. 本告示に基づく報告

事業者は、その取り扱う特定個人情報に関する番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、次のとおり報告するよう努める。

(1) 報告の方法

ア 個人番号又は特定個人情報の漏えいなど主務大臣のガイドライン等において報告対象となる事案の場合

事業者が個人情報取扱事業者(注1)に当たる場合、当該事業者は主務大臣のガイドライン等の規定に従って報告する。この場合、報告を受けた主務大臣等(注2)又は主務大臣のガイドライン等に従い主務大臣等への報告に代えて報告を受けた「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第37条第1項に規定する認定個人情報保護団体は、個人情報保護委員会にその旨通知する。

なお、これらの場合、主務大臣等の求めにより個人情報取扱事業者が直接個人情報保護委員会へ報告しても差し支えない。

(注1)個人情報取扱事業者以外の事業者が主務大臣のガイドライン等の規定に従う場合には、当該事業者を含む。

(注2)主務大臣のガイドライン等に報告先として規定されている個人情報保護法第67条、「個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第507号)第11条の規定により事務を処理する地方公共団体の長等を含む。

イ 個人情報取扱事業者以外の事業者又は主務大臣が明らかでない個人情報取扱事業者における個人番号又は特定個人情報の漏えいなどの事案であって、報告する主務大臣等を直ちに特定できない場合

個人情報保護委員会に速やかに報告する。

ウ その他、個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案等の場合

個人情報保護委員会に速やかに報告する。

(2) 個人情報保護委員会への報告を要しない場合

個人情報取扱事業者以外の事業者にあっては、次の全てに当てはまる場合は、個人情報保護委員会への報告を要しない。

- ① 影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合(本人への連絡が困難な場合には、本人が容易に知り得る状態に置くことを含む。)
- ② 外部に漏えいしていないと判断される場合
- ③ 事実関係の調査を了し、再発防止策を決定している場合

- ④ 「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）第 2 条に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態（以下「重大事態」という。）に該当しない場合

3. 番号法第 28 条の 4 に規定する重大事態等に関する報告

(1) 規則に基づく報告

2 の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案のうち、重大事態に該当する事案については、事業者は、番号法第 28 条の 4 の規定に基づき、規則の規定に従って個人情報保護委員会に報告する必要がある。

(2) 本告示に基づく報告

事業者は、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告するよう努める。なお、複数の事業者から特定個人情報の取扱いの委託を受けた者において、当該複数の事業者の特定個人情報について重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合は、当該委託を受けた者から直接個人情報保護委員会に報告することを妨げない。

(参考) 規則に規定する重大事態

- 一 次に掲げる特定個人情報漏えい（不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）第 2 条第 4 項に規定する不正アクセス行為をいう。）による漏えいその他番号法第 19 条各号に該当しない特定個人情報の提供を含む。）し、滅失し、又は毀損した事態
 - イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報
 - ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務进行处理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報
 - ハ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務进行处理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務进行处理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報
- 二 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が 100 人を超える事態
 - イ 漏えいし、滅失し、又は毀損した特定個人情報
 - ロ 番号法第 9 条の規定に反して利用された個人番号を含む特定個人情報

ハ 番号法第 19 条の規定に反して提供された特定個人情報

三 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態

四 不正の目的をもって、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態